

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・福島県は、地方税に関する事務を行うために「税務システム」を使用している。
- ・税務システムの維持管理業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項」を作成し、外部委託業者に周知している。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定するなどの対策を講じている。
- ・外部からの不正アクセス対策に当たっては、税務システムをVPNによってネットワークから仮想的に分離させ、通信を暗号化する等の対策を講じている。

評価実施機関名

福島県知事

公表日

令和7年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税、産業廃棄物税等) 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4. 紳税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 <p>※納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 紳税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ② 紳税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 ③ ②について、番号法別表第24項に基づき、情報提供ネットワークシステム(中間サーバー及び統合宛名システム)と連携して、各種関係情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。 ④ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 ⑤ ②及び③により決定した減免内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑥ ①～④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑦ 紳税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領收済み通知書により確認する。 ⑧ 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑨ 紳税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑩ ⑨に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑪ 紳税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑫ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。
③システムの名称	税務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番49
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福島県総務部税務システム課
②所属長の役職名	税務システム課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島県総務部文書法務課 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 電話024-521-7083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県総務部税務システム課 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 電話024-521-7731
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、賦課徴収事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄 	
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input checked="" type="radio"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
判断の根拠			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
H27.4.1	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務システム課長 目黒 信二	税務システム課長 大原 和弘	事後	
H29.4.1	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務システム課長 大原 和弘	税務システム課長 佐々木 利幸	事後	
H31.2.28	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務システム課長 佐々木 利幸	税務システム課長	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う形式的な変更のため
H31.2.28	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 1. 紳者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、産業廃棄物税等) (略)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 1. 紳者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人事業税、不動産取得税、自動車税、産業廃棄物税等) (略)	事後	重要な変更に該当しない変更のため
R3.8.23	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の28の項 ・(略)	・番号法第19条第8号 別表第二の28の項 ・(略)	事前	令和3年5月19日公布 番号法改正に伴う変更
R7.12.17	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
R7.12.17	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 (略) ③ ②について、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステム(中間サーバー及び統合宛名システム)と連携して、各種関係情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。 (略)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 (略) ③ ②について、番号法別表第24項に基づき、情報提供ネットワークシステム(中間サーバー及び統合宛名システム)と連携して、各種関係情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報照会を行う。 (略)	事前	令和6年5月27日公布 番号法改正に伴う変更
R7.12.17	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事前	令和6年5月27日公布 番号法改正に伴う変更
R7.12.17	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番49	事前	令和6年5月27日公布 番号法改正に伴う変更
R7.12.17	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正のため
R7.12.17	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月18日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正のため